

あなたの職場では、

ルールが守られて
いますか？

ワーク・ライフ・
バランスのとれた
職場を作るために



JTU 日本教職員組合

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6階
Tel.03-3265-2171 Fax.03-3230-0172

はじめに

今日も、早朝から夜遅くまで多くの教職員が、「子どもたちのために…」と働いています。日教組のいろいろな会議では、「仕事が多すぎる。この状態をなんとかしてほしい」という意見、要望が多く出されます。このような組合員からの声を受け、日教組は現場の多忙化解消を最重要課題の一つとしてとりこんでいます。

そのために、幅広い教育関係団体や保護者の方と力を合わせて教職員定数増のとりくみをすすめています。また、文科省への要請、国会対策にもとりこんでいます。

また、2015年11月からは、北海道から九州まで各単組などの代表に集まっていただき、「超勤・多忙化解消検討委員会」も設置しました。同委員会では、

- 長時間労働により教職員の健康や命が脅かされている。教職員自らも、自分の働き方を見直すことが必要ではないか。
- 心身の状態や育児・介護など、いろんな事情を抱えながら、仕事をしている。職場での超勤・多忙化解消のとりくみは、お互いの事情を分かり合いながら、お互いに支え合っていく関係づくりから始まるのではないか。
- 現場は、ゆっくり読む時間はないので、「コンパクトで、読みやすい」資料が必要…。

などの、議論を続けています。

そのような議論を経て、職場でもはじめることができる多忙化解消のとりくみをテーマにした「あなたの職場では、ルールが守られていますか?」を発刊しました。「初チャレンジ」となるこの冊子をヒントに、自分、そして職場の仲間の働き方を振り返っていただければ幸いです。

2016年11月 日本教職員組合

働き方を
振り返って
みましょう



あなたの職場では、

はじめに

目次

ルールが 守られて いますか？

ワーク・ライフ・
バランスのとれた
職場を作るために

職場の ルール確立まで

あけばの小学校の場合

画／黒沢まゝさ

目次

これだけは知つておきたい！

教職員に関わる法制度



- 図1 労働基準法ってみんなに適用されるの？
- 図2 給特法って何が問題なの？
- 図3 教職調整額って何？
- 図4 教職調整額ってなぜできたの？

33 32 31 30

05 04 03

職場の ルール確立まで

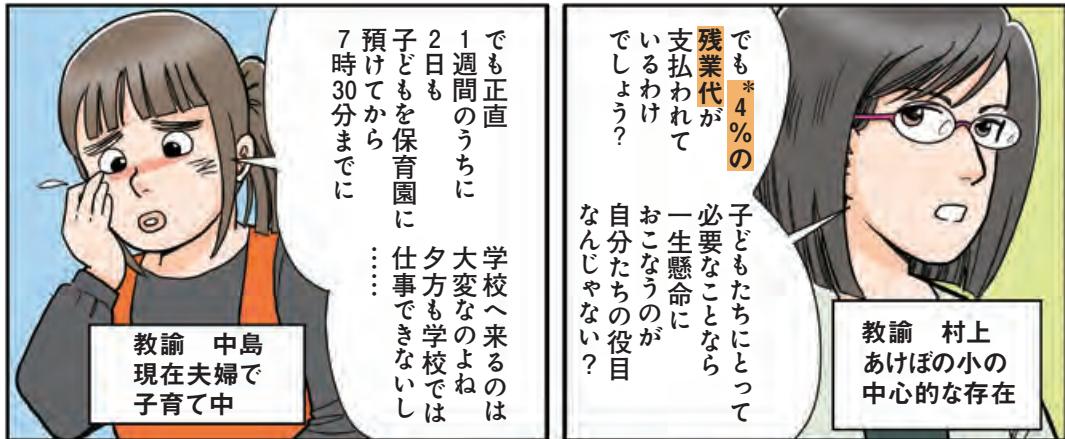
あけぼの小学校の場合

画／黒沢ま～さ





*この作品はフィクションであり、実在の人物・団体等には一切関係ありません



でも正直
1週間のうちに
2日も
子どもを保育園に
預けてから
7時30分までに

学校へ来るのは
大変なのよね
夕方も学校では
仕事できないし
…

教諭 中島
現在夫婦で
子育て中

前任校の校長は
教職員が抱えている
仕事量や悩みを
よく聞いてくれて
教育委員会からの
要望に対しても
教職員の立場に
立って責任ある
対応をしてくれた

子どもたちにとつて
必要なことなら
一生懸命に
おこなうのが
自分たちの役目
なんじやない?

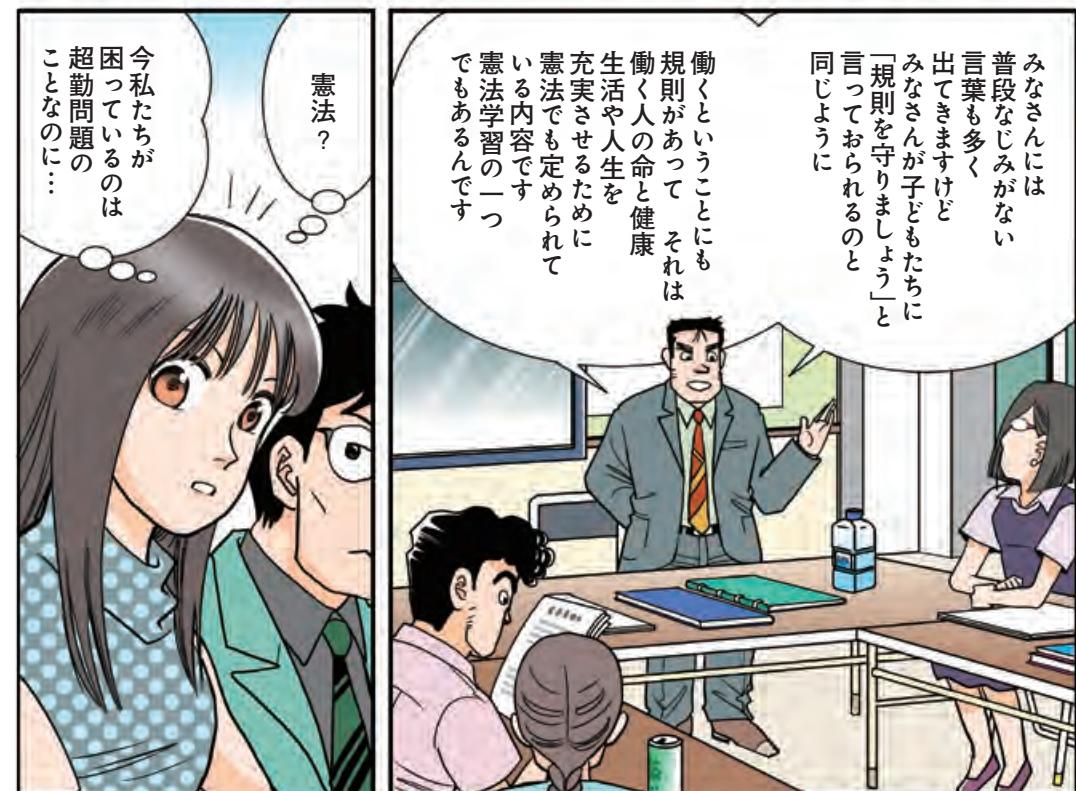
教諭 村上
あけぼの小の
中心的な存在

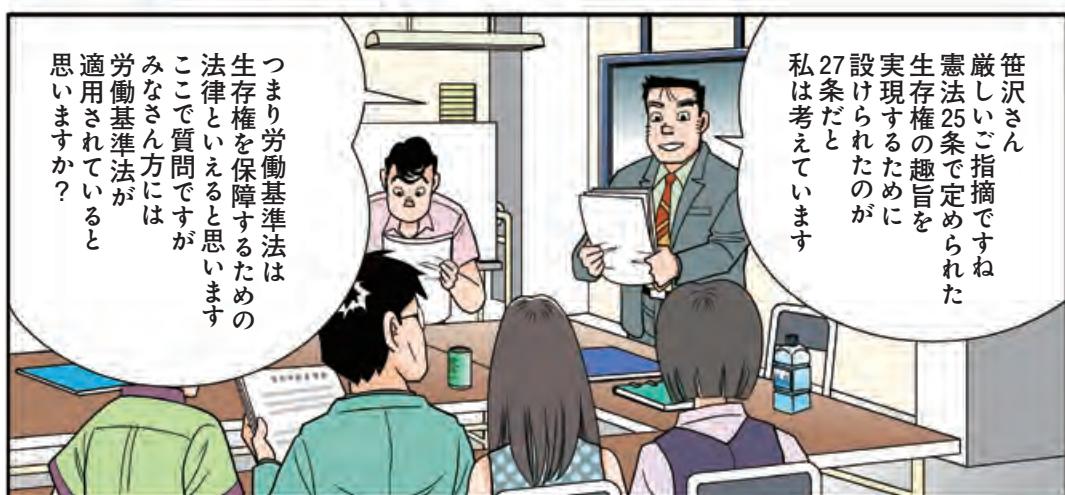


教職員に関わる
法律についても
よく知つてい

4%の残業代…実際には残業代ではない。正しくは、給付法により時間外勤務手当の支払いがされない教員に「給与月額の4%」が支給される教職調整額のこと。P 32、33 参照。

労働基準法・労働契約・賃金・
労働時間・就業規則・災害補償など労働条件の基準を定めた法律。1947年制定。労基法。P 30 参照。
労働安全衛生法・労働者の安全と健康の確保、職場環境の整備を目的とする法律。1972年制定。





憲法27条：日本国憲法第3章内 勤労の権利と義務について規定。
憲法25条：日本国憲法第3章内 生存権について規定。



でも？

教員には適用されていないってうちの校長先生が話されましたよ



教員には時間外勤務手当が支給されませんがこれを定めた法律を「給特法」といいます

給特法の概要についてはこちらをご覧ください

***労働基準法の適用関係と**

労働基準法の適用関係と給特法の概要…労働時間や休日、休暇に関する労働基準法上の規定は、教員については一部が適用されない。例えば、変形労働時間制などを定めた労働基準法第32条、年休の計画的な付与を定めた第39条の5項、時間外労働への時間外手当を支払うことを定めた労働基準法第33条などが適用されない。教員に時間外勤務手当が支給されないことを定めた法律が給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）。1971年制定。



教職調整額：給特法により時
間外勤務手当の支払いがされ
ない教員に支給される「給料
月額の4%」。P.32
33 参照。



成績処理・授業準備・
生活指導・教育委員会から
おろされた書類作り……

最近では
週案も
校長先生に
提出することに
なってるし……

あとそれと
学力テストの後
テストをコピーして
自己採点
するんですけど

学校のコピー機は
1台だけですから
古いのですごい時間が
かかるんです
コピーしながら
何やつてるんだろうと
思うことがあります

そうそう
今年新採で
ここに来た
安本先生なんか
教えてくれなかつた
大学ではこんなこと
まだ5月なのに
教員の仕事の
イメージが
壊されたつて
こぼしてました

新しくするっていう
校長先生も
みんなが忙しいのは
よくご存じで
なんとかしようと
思つてらっしゃるん
じゃないかしら

でも他の学校に
負けないよう
うちの学校の
子どもたちの学力を
つけることって
大事だと思いますよ





職場の
ルール確立まで

校務分掌…学校内における運営上必要な業務分担である。

勤務時間外に行つたことは
言われています
しかし、このことを民間企業で働く

「自発的勤務」と
知り合いに話すと
不思議な顔をされました

彼が言うには勤務とは
上司の命令に基づいて
行う行為であつて
それが自発的とは
日本語として
矛盾していると

ハイ
彼らからすると
まったくの
常識はずれと
いうわけです

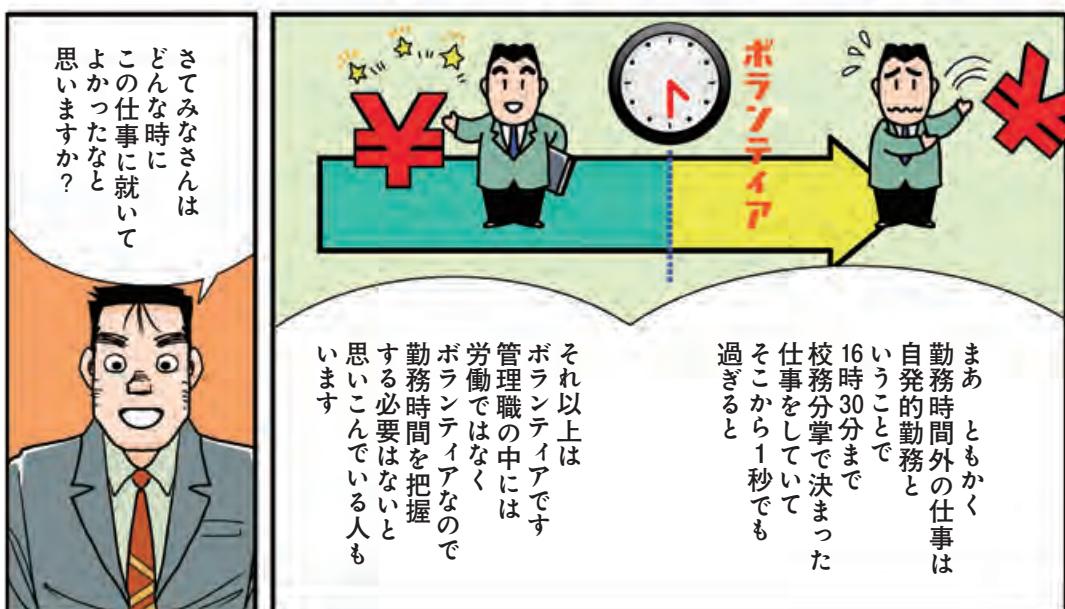
いわれてみれば
確かに
日本語として
おかしいですね

さて、みなさんは
どんな時に
この仕事に就いて
よかつたなど
思いますか？

それ以上は
ボランティアです
管理職の中には
労働ではなく
ボランティアなので
勤務時間を把握
する必要はないと
思いこんでいる人
もいます

まあともかく
勤務時間外の仕事を
自発的勤務と
いうことで
16時30分まで
校務分掌で決まつた
仕事をしていく
そこから1秒でも
過ぎると

自発的勤務：上司が指示をしていない時間外労働。教員自らが自主的に自発的に行つたものとされている。時間外勤務手当等が支払われない。







市町村教育委員会の教育長に
あります…都道府県立学校の
場合は都道府県教育委員会の
教育長にある。

人事管理マネジメントの基本
中の基本…部活動や成績処理、
家庭訪問、授業準備なども、
勤務時間内で行うのが原則。



そういうことが
一人の人間の生活として
当たり前だと思いますか
みなさん?

憲法で保障されている
最低限度の生活とは
賃金だけでなく
人間として当たり前の
生活のことも
言っているのでは
ないでしょうか?

ですから
使用者に
労働時間を
守らせるために
罰則を
設けてまでも
時間の把握を
する責任を
負わせて
いるわけです

しかも時間外勤務を
せざるを得ない場合
校長先生に申し出ても
お金がないから
許可できないと
言われたことがあります

事務職員の私たちには
時間外勤務手当が
支給されています
でも管理職の方たちは
われわれの仕事の量や
時間に関してほとんど
無関心なのが現状です

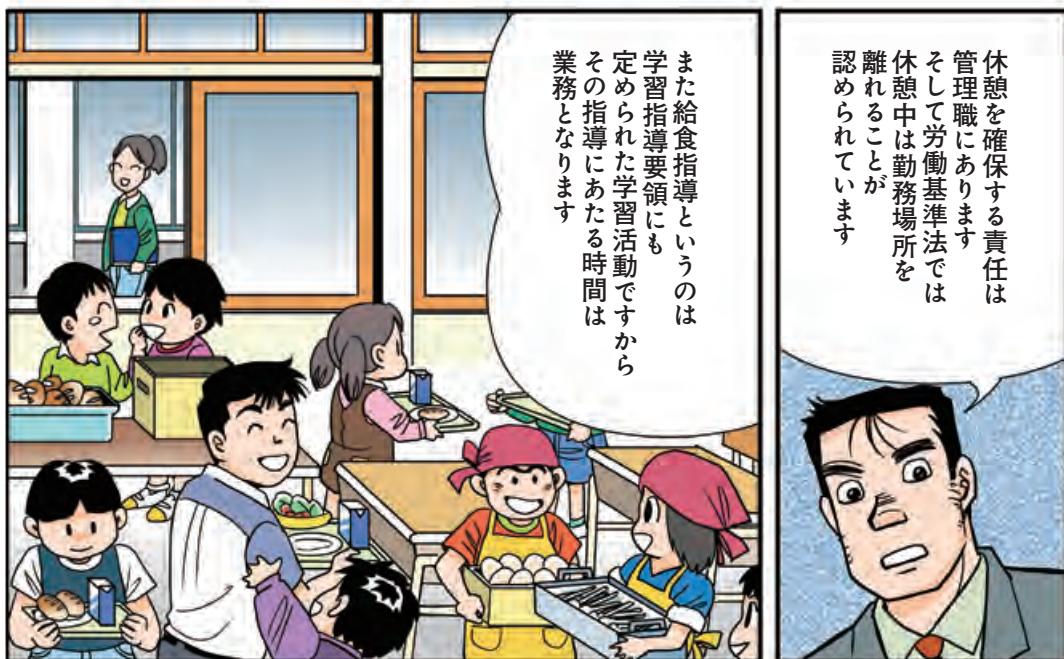
えーっ!?
公務として
やらなければ
ならない仕事が
あるのですか?



職場の ルール確立まで



労働関係法令・労働契約法、労働基準法、労働安全衛生法等の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（パートタイム労働法、最低賃金法、労働組合法、労働関係調整法など）。





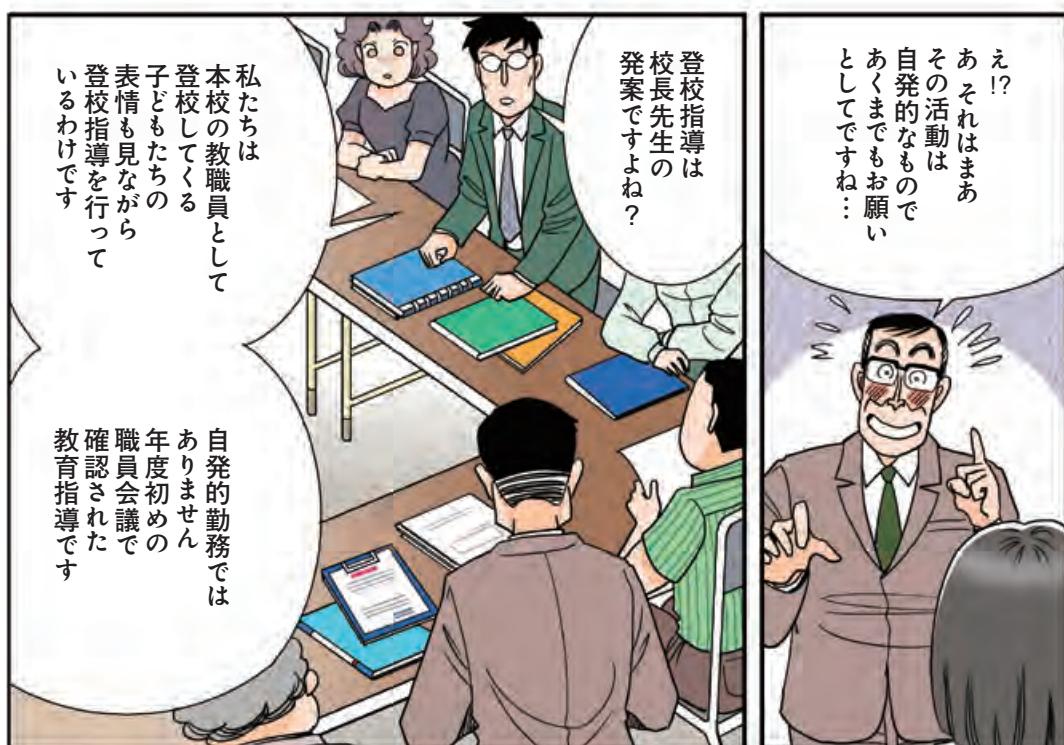
職場の
ルール確立まで

給特法はその区分けをあいまいにしている…公開授業研の準備も本来業務になるが、給務としてしまい、労働という意識を欠落させるきらいがある。













教職員の勤務の割り振りをする権限は教育長から校長に委任する…条例や規則などの明文で、勤務の割り振り権限が校長に委任されている場合は、教育長には割り振り権限がないくなる。





これだけは知っておきたい！ 教職員に関する法制度①

公立学校で働く教職員の勤務時間や賃金は、法令・条例などで決まっています。日常、あたりまえのように行っている時間外労働について、法令・条例ではどう決められているのでしょうか？

労働基準法ってみんなに適用されるの？

図1

| 労働基準法 | |
|---|--|
| 給特法2条にいう教育職員（教諭等） | 左記以外の非現業職員（事務職員等） |
| 原則として適用 ※32条（労働時間）、36条（時間外・休日労働）、109条（記録の保存）等も適用されている。 【適用除外される条項】 <input type="checkbox"/> 2条（労働条件の決定） <input type="checkbox"/> 14条2項・3項（契約期間通知） <input type="checkbox"/> 24条1項（通貨・全額払い原則） <input type="checkbox"/> 32条の3から32条の5（フレックスタイム制、1か月超1年以内の期間及び1週間単位の変形労働時間制） <input type="checkbox"/> 38条の2第2項・3項（事業場外みなし労働時間制） <input type="checkbox"/> 38条の3、38条の4（裁量労働制） <input type="checkbox"/> 39条6項（計画年休） <input type="checkbox"/> 75条から93条（災害補償及び就業規則） <input type="checkbox"/> 102条（監督官の司法警察権） <input checked="" type="checkbox"/> 37条（時間外等の割増賃金） | 原則として適用 ※32条（労働時間）、109条（記録の保存）等も適用されている。 【適用除外される条項】 <input type="checkbox"/> 2条（労働条件の決定） <input type="checkbox"/> 14条2項・3項（契約期間通知） <input type="checkbox"/> 24条1項（通貨・全額払い原則） <input type="checkbox"/> 32条の3から32条の5（フレックスタイム制、1か月超1年以内の期間及び1週間単位の変形労働時間制） <input type="checkbox"/> 38条の2第2項・3項（事業場外みなし労働時間制） <input type="checkbox"/> 38条の3、38条の4（裁量労働制） <input type="checkbox"/> 39条6項（計画年休） <input type="checkbox"/> 75条から93条（災害補償及び就業規則） <input type="checkbox"/> 102条（監督官の司法警察権） |
| 現業職員（学校技能員等） | |
| ほぼ全面的に適用 ※32条（労働時間）、109条（記録の保存）等も適用されている。 【適用除外される条項】 <input type="checkbox"/> 14条2項・3項（契約期間通知） <input type="checkbox"/> 75条から88条（災害補償） | |

勤務時間は条例で1日7時間45分と定められています。仕事はその中で終えうてい困難な量が現実にはあります。時間外勤務を解消するには、仕事の量を減らすことと、職員数を増やすことがあります。これらの方策を講ずることが

給特法って何が問題なの?

図2

原則

時間外勤務命令ができない

例外

政令で定める基準に従い
条例で定める場合に限り、
例外的に時間外勤務命令できる。(給特法6条1項)

限定4項目

- ①校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ②修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ③職員会議に関する業務
- ④非常災害の場合、児童または、
生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合
その他やむを得ない場合に必要な業務

のいずれかであって、臨時または緊急のやむを得ない必要があるときに限る。
(公立の義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令)

実際は

勤務時間外に行った授業準備やテスト問題作成等、
本来は「業務」とされるべきものが、「自発的勤務」と整理され、
無定量の時間外勤務がなされているのが実態であり、
給特法が機能していない点が大きな問題。



基本になります。
また、教育行政・管理職・
教職員が、法令・条例を正しく理解し、それに定めてある原則を、繰り返し、確認しあうことも大切です。
知つておいてほしいのはまず、教職員にも労働基準法が原則として適用されていることです。中には、適用されていない項目もあります(図1)。
そして、教員には、原則として時間外命令ができないということです。ただし、例外があります(図2)。図2に示した「限定4項目」以外の仕事、例えば、授業準備やテスト問題作成、成績処理などは「自発的勤務」とされてしまっているのが実情です。

これだけは知っておきたい！ 教職員に関する法制度②

教員には原則として時間外勤務命令ができません。

しかし、「教職調整額」として

「本給の4%」が支払われています。

「教職調整額」とは何なのか考えてみましょう。



教職調整額って何？

図3

教職調整額



本給なのか、
本給ではないのか？



正規の勤務時間の
内外を問わず、
教員の勤務を
包括的に評価して
支給される給与

給料月額の
4%が
支給されて
いますね

本給に
相当する性格
を持つ。



教職調整額
その意味を
考えて
みよう



給料表上の
本給ではない。
時間外勤務手当とも
異なる。

退職手当に
まで
影響が
ありそう

本給とみなして、
期末・勤勉手当や
退職手当の額の
算出基礎には
含まれる。



教職調整額ってなぜできたの?

図4

1965年～

超勤訴訟で勝訴

1966年

文部省が実態調査

平均的な残業時間数は、月間8時間程度。

1971年

人事院が意見具申

教員の給与制度を教員の職務と勤務様態の特殊性に応じたものとする必要がある。教員の勤務については、勤務時間の内外を問わず包括的に評価し、現行の超過勤務手当及び休日給の制度は適用せず、これに代えて教職調整額を支給すべき。

1972年

旧給特法施行

月間8時間に見合うものとして、俸給月額の4%に相当する額を教職調整額として設定。

2004年

新給特法施行

給料月額の100分の4に相当する額を基準として、条例で定める額と改正。

教職員の労働条件はどうやって決まるの?



授業準備やテスト問題作成、成績処理などが、「自発的勤務」とされていることで、管理職も含め、過重な仕事の把握がどんどんなっています。

時間外勤務手当を支給され

る事務職員・栄養職員・現業職員などの勤務時間の把握にも影響を及ぼしています。教職調整額は、時間外勤務手当ではありません。本給の一部です（図3）。

教職員の健康・福祉に配慮

した学校運営の責任は教育長と管理職にあります。ワーク・ライフ・バランスのとれた職場づくりをすすめるには、法令・条例などに沿った職場ルールの確認は、欠かせません。



あなたの職場では、
い 守 る 一 ル が
ま ら れ て が
す か ?

ワーク・ライフ・
バランスのとれた
職場を作るため
に

発行日 2016年11月
発行者 日本教職員組合
〒101-0003
東京都千代田区一ツ橋2-6-2
日本教育会館6階
Tel 03-3265-2171
Fax 03-3230-0172